

一部の提出書類における押印省略について

契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

社会情勢に合わせ、航空自衛隊防府北基地の契約に係る提出書類の一部について、押印省略の提出を認めることとしました。押印省略は義務ではありません。デメリット(※1)も御理解頂き、ご判断下さい。

押印省略が可能となる書類名とその条件は、以下のとおりです。(※2)

提出書類名	押印省略	押印を省略する場合の条件
請書(※3)	可	<p>(継続的な取引関係にある事業者様)</p> <p>提出書類に代表者氏名及び提出担当者氏名(代表者と同一の場合は不要)、電話番号を記載していること。(なお、必要に応じて電話等により書類内容の確認を行うことがあります。)</p> <p>(新規に取引関係に入る事業者様)</p> <p>上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示及び写しを保管させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(一例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">会社印</div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">代表者印</div> </div> <p>山口県防府市大字田島無番地 株式会社〇〇 代表取締役 △△ △△</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>山口県防府市大字田島無番地 株式会社〇〇 代表取締役 △△ △△ 担当者 □□ □□ 電話番号 ××-××××-××××</p> </div>
入札書・委任状	可	同上
見積書	可	同上
請求書	可	同上
納品書	可	同上
受領書・業務完了報告書	可	同上
契約書	不可	
修理契約覚書	不可	

※1 押印省略の場合は捨印が使えなくなるため、書類に誤記等があった場合は、再提出をお願いすることがあります。

※2 他の提出書類についても、押印省略を可とすべく、随時見直しを実施いたします。

※3 請書の押印を省略する際、収入印紙の消印は署名でお願いいたします。

問い合わせ先
航空自衛隊第12飛行教育団会計隊
〒747-8567
山口県防府市大字田島無番地
電話番号:0835-22-1950(内線:287)
FAX番号:0835-22-2085